

戦没者遺骨をご遺族のもとへ

遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の
身元特定のためのDNA鑑定の対象地域を拡大します

(沖縄、硫黄島、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁以外の地域でも実施)

～令和3年10月1日から申請受付開始～

DNA鑑定の目的

厚生労働省はDNA鑑定により戦没者遺骨の身元を特定してご遺族のもとへご遺骨を返還する事業を行っています。

DNA鑑定は戦没者遺骨の検体を採取した下記の地域で実施します。

- | | | |
|----------|----------------|---------------|
| ・硫黄島 | ・タイ | ・ノモンハン |
| ・インド | ・中部太平洋地域 | ・ビスマーク・ソロモン諸島 |
| ・インドネシア | ウエーク島、ギルバート諸島、 | ・フィリピン |
| ・沖縄 | ツバル、トラック諸島、 | ・ミャンマー (50音順) |
| ・樺太 | パラオ諸島、マーシャル諸島、 | |
| ・旧ソ連等 | マリアナ諸島、メレヨン島 | |
| 旧ソ連、モンゴル | ・東部ニューギニア | |

※令和3年8月時点の状況。他の地域も戦没者遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。



検体採取キット（ご遺族用）

申請者

上記の地域の戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹、または甥(おい)、姪(めい)等ご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。申請でお悩みの方はまずはご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の申請書提出先にメール、FAX、または郵送にて提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省の下記連絡先に請求いただくか厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

申請書提出先

- ①メール宛先 dnakantei@mhlw.go.jp
 ②FAX宛先 03-3595-2229
 ③郵送宛先 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省 社会・援護局事業課 DNA鑑定担当

DNA鑑定の流れ

- ①DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。
- ②検体提供者ご自身が検体を採取（専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの）し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。
- ③提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

※費用負担について厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。

※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

戦没地が不明などお迷いの方もまずはご相談ください

お問い合わせ・ご相談先電話番号

03-3595-2219

受付時間（平日のみ）

9:30～18:00

詳細はホームページ
をご確認ください

戦没者遺骨DNA鑑定

検索